

荒川区放課後子ども教室運営業務委託に係る職員配置最低基準

平成27年 1月16日
26荒子児第2069号
(子育て支援部長決定)
令和2年3月11日一部改正

(主旨)

第1条 荒川区放課後子ども教室事業実施要綱(平成26年11月25日付26荒子児第2608号決定)第2条に規定する事業(以下「事業」という。)を法人その他の団体(以下「受託者」という。)に委託する場合において、受託者が事業の運営上遵守すべき職員配置の最低基準を定める。

(放課後子ども教室指導員の配置基準)

第2条 受託者は事業の実施施設(以下「施設」という。)ごとに、放課後子ども教室指導員及び補助員(放課後子ども教室指導員が行う指導について放課後子ども教室指導員を補助する者をいう。以下「補助員」という。)を別表1に掲げる員数以上おかななければならない。

2 前項の規定に関わらず、荒川区学童クラブの運営に関する条例(平成10年荒川区条例第35号)に基づく学童クラブと一体的に運営する施設については、放課後子ども教室指導員及び補助員を別表2に掲げる員数以上おくものとする。

(資格要件)

第3条 放課後子ども教室指導員は、その半数以上が荒川区学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例(平成26年荒川区条例第22号)第10条第3項に規定する資格等を有した者でなければならない。

(委託料の積算)

第4条 委託料積算に係る職員配置最低基準は、これを年度ごとに積算するものとする。

2 最低基準の判定にあたっては、当該委託年度の前年度(以下「基準年度」という。)における出席児童数をもとに員数を積算するものとする。

3 出席児童数は、基準年度における4月から6月の平均出席児童数とする。

(加配基準)

第5条 事業の実施条件等が次に掲げる状況の場合で、児童の安全確保のために区長が特に必要と認める場合については、第2条に定める基準に加えて、別表3に規定する加配基準により補助員を配置するものとする。

(1) 毎日の事業の実施場所に定まった活動拠点(活動の中心となるべき場所をいう。)がなく複数の活動場所に分かれて活動する必要がある場合

(2) 事業実施にあたり複数の活動場所を利用する場合であって、活動拠点と他の活動場所が著しく離れており、児童の誘導担当が必要な場合

2 児童のランドセル置き場が各教室とせざるを得ない状況であり、区長が特に必要と認める場

合については、第2条に定める基準に加えて、補助員を1名加配することができる。

- 3 前2項の規定に関わらず、個別の支援を要する児童が事業を利用する場合で、区長が特に必要と認める場合については、第2条に定める基準に加えて、必要な補助員を配置することができる。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、事業の運営を委託するにあたり必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

別表1(第2条関係)

出席児童数	放課後子ども教室指導員の数	補助員の数
48人まで	2人	1人
49人~54人	3人	0人
55人~60人		1人
61人~72人		2人
73人~84人	4人	1人
85人~96人		2人
97人~108人		3人
109人~120人		4人
121人~132人	5人	3人
133人~144人		4人
145人~156人		5人
157人以上		6人

別表2(第2条関係)

出席児童数	放課後子ども教室指導員の数	補助員の数
54人まで	2人	1人
55人~60人	3人	0人
61人~72人		1人
73人~84人		0人
85人~96人	4人	1人
97人~108人		2人
109人~120人		3人
121人~132人		2人
133人~144人	5人	3人
145人~156人		4人
157人以上		5人

別表3（第5条関係）

出席児童数	施設状況 (1)または(2)	施設状況 (1)かつ(2)
72人まで	1人	1人
73人～120人	1人	2人
121人以上	2人	3人

附 則

（施行期日）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年度の事業の運営を委託するにあたり必要な準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。